



平成 21 年 5 月 13 日

各 位

会社名 株式会社カネカ
代表者 代表取締役社長 菅原 公一
(コード番号 4 1 1 8 東証・大証・名証各第一部)
問合せ先 執行役員 総務部長 松井 英行
(TEL 06-6226-5050)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 85 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行(いわゆる株券の電子化)されました。これに伴い、当社定款上不要となりました、株券、実質株主、実質株主名簿に関する規定及び文言の削除、条数の変更、その他所要の変更を行うものであります。また、株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設け、平成 22 年 1 月 6 日をもって削除する旨を規定するものであります。

なお、現行定款第 7 条第 1 項の株券を発行する旨の規定につきましては、決済合理化法附則第 6 条に基づき、同法施行日に定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日 程

| | |
|-----------------|-----------------------|
| 定款変更のための株主総会開催日 | 平成 21 年 6 月 26 日 (予定) |
| 定款変更の効力発生日 | 平成 21 年 6 月 26 日 (予定) |

以上

<別紙>

(下線は変更部分)

| 現行定款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>第1条 (条文省略)</p> <p>第6条</p> <p><u>(株券の発行及び单元未満株券の不発行)</u></p> <p><u>第7条 当社は株式に係る株券を発行する。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、当社は单元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(单元未満株式の買増し)</p> <p>第8条 当社の单元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を当社に対し売り渡すことを請求(以下、「買増請求」という。)することができる。</p> <p>2. 買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会で定める株式取扱規則による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は株式につき株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(株主等の届出)</p> <p>第10条 株主、登録株式質権者又はその法定代理人は所定の書式によって<u>氏名、住所及び印鑑</u>を届出なければな</p> | <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>第6条</p> <p>(削除)</p> <p>(单元未満株式の買増し)</p> <p>第7条 当社の单元未満株式を有する株主は、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を当社に対し売り渡すことを請求(以下、「買増請求」という。)することができる。</p> <p>2. 買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会で定める株式取扱規則による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第8条 当社は株式につき株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(株主等の届出)</p> <p>第9条 株主、登録株式質権者又はその法定代理人は所定の書式によって<u>住所及び氏名又は名称</u>を届出なけれ</p> |

| | |
|--|---|
| <p>らない。</p> <p>2. 外国に居住する株主、登録株式質権者又はその法定代理人は日本国内に仮住所又は代理人を定め届出をしなければならない。</p> <p>3. <u>署名の習慣ある外国人は署名をもって印鑑に代えることができる。</u></p> <p>4. 前3項の届出事項に変更が生じたときも同様とする。</p> <p>5. 本条に定める届出をしなかったために損害を生じても当会社はその責を負わない。</p> <p>第11条 ゝ 第37条</p> <p>(条文省略)</p> <p>(新設)</p> | <p>ばならない。</p> <p>2. 外国に居住する株主、登録株式質権者又はその法定代理人は日本国内に仮住所又は代理人を定め届出をしなければならない。 (削除)</p> <p>3. 前2項の届出事項に変更が生じたときも同様とする。</p> <p>4. 本条に定める届出をしなかったために損害を生じても当会社はその責を負わない。</p> <p>第10条 ゝ 第36条</p> <p>附則</p> <p><u>第1条 当会社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載又は記録に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</u></p> <p><u>第2条 本附則第1条及び本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</u></p> |
|--|---|